

# その他の入札契約制度の改善について(案)

---

平成22年度予算執行から、以下の2点につき改善策を講じることにより、総合評価落札方式等の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、技術者資格の選定に客観性をもたせることにより、技術力による競争が促進されることが期待される。

## <改善策①>

技術提案の評価結果について、評価テーマ別に公表する

## <改善策②>

技術者評価について、技術者に求められる要件とふさわしい技術者資格について規定

# 1. 総合評価落札方式等における透明性の確保

## 基本の方針

➤ 評価結果の透明性・客観性の確保

## 改善策

評価テーマを評価テーマ別に公表

業者名	技術点の内訳				技術点 合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ		入札価格	価格点(B)	評価値 (A)+(B)		
(株)〇〇コンサルタンツ	8.0	12.0	10.0	10.0	40.0	12,500,000	3.3333	43.3333		
(株)〇〇	8.0	12.0	15.0	5.0	40.0	10,500,000	6.0000	46.0000		低入札
〇〇コンサルタント(株)	8.0	12.0	10.0	16.0	46.0	13,500,000	2.0000	48.0000		落札
〇〇設計(株)	8.0	12.0	10.0	0.0	30.0	10,700,000	5.7333	35.7333		低入札
.....										

業者名	技術点の内訳				技術点 合計(A)	第1回			備考	摘要	
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ		入札価格	価格点(B)	評価値 (A)+(B)			
				評価テーマ1							評価テーマ2
(株)〇〇コンサルタンツ	8.0	12.0	10.0	5.0	5.0	40.0	12,500,000	3.3333	43.3333		
(株)〇〇	8.0	12.0	15.0	0.0	5.0	40.0	10,500,000	6.0000	46.0000		低入札
〇〇コンサルタント(株)	8.0	12.0	10.0	10.0	6.0	46.0	13,500,000	2.0000	48.0000		落札
〇〇設計(株)	8.0	12.0	10.0	0.0	0.0	30.0	10,700,000	5.7333	35.7333		低入札
.....											

### 調査・設計業務における技術者に求められる要件

#### 管理・照査技術者に求められる要件

- ✓ 受託予定業務に関する高度な専門知識、経験を有するとともに、業務の適正な執行を監理し、契約期間内に求められる成果品を納入できる者

#### 担当技術者に求められる要件

- ✓ 委託予定業務のうち、重要な業務内容に関する高度な専門的知識、経験を有するとともに、当該業務の適正な執行を行える者

基本条件	具体的な条件
①受験資格が一般に開放されていること	・特定団体への所属、地縁・血縁等、経験以外の条件が付されていないこと
②資格審査が公平、透明性が確保されていること	・公平、透明性のある審査基準を有すること ・評価者の選定が特定団体、地縁・血縁等に偏らず、公平、透明性のある選定となっていること
③審査内容が委託予定業務に必要な高度な専門的知識、経験を評価するものであること	・高度な専門的知識、経験を問う試験(筆記試験又は面接試験の何れか)を行うこと
④継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること。	・CPD教育課程等を定めていること。
【⑤有資格者に技術者倫理を求めるものであること】 ※ 現行は技術士のみ	【倫理要綱があり、その遵守を求めるものであること】



上記の条件を満たす資格 **(これまで活用してきた技術者資格を再評価)**

技術士(委託予定業務に必要な部門)、RCCM(委託予定業務に必要な部門)、地質調査技士(地質調査業務に限る)、**土木学会認定技術者(特別上級・上級・1級)(土木関係分野に限る)**、**コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に限る)**、**土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に限る)**

※ 博士(工学)の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に限る。

※ 測量業務は測量法により測量士資格を必須としているため、評価から除外。

## 管理・照査技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等の試験や継続研鑽を実施していること (ただし、高度な業務監理能力、経験が必要な場合には、技術士(総合監理部門)の資格を優位に評価する。)	[技術士と同等の試験] 1) 基礎的学識、社会的知識に関する試験 2) 高度な専門的知識、経験に関する試験 3) 上記試験は筆記試験及び面接試験。ただし、1)、2)の両方ともに筆記試験及び面接試験を行う必要はない 4) 継続研鑽を義務付け又は努力規定 【具体的に該当する資格】 技術士	優  ◎
②委託予定業務に必要な分野について、技術士に準じる試験や継続研鑽を実施していること	[技術士に準じる試験] 1) 高度な専門的知識、経験に関する試験 2) 上記試験は筆記試験又は面接試験の何れかにより担保。 3) 継続研鑽を義務付け又は努力規定 【具体的に該当する資格】 RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等	良  ○
③上記以外は評価しない		【加点评価しない】 —

## 担当技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等又は準じる試験や継続研鑽を実施していること	【具体的に該当する資格】 技術士、RCCM、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等	良 ○
②上記以外は評価しない		【加点评価しない】 —

# 【参考】 主な技術者資格の比較

	管理技術者としてふさわしい技術者資格の要件					評価(案)		主な適用分野
	①受験資格が一般に開放されていること	②資格審査が公平、透明性が確保されていること	③審査内容が委託予定業務に必要な高度な専門的知識、経験を評価するものであること	④継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること。	⑤有資格者に技術者倫理を求めるものであること	管理技術者 ◎優 ○良	担当技術者 ○良	
	○: 特定団体への所属、地縁・血縁等、経験以外の条件が付されていないこと	○: 公平、透明性のある審査基準を有すること、評価者の選定が特定団体、地縁・血縁等に偏らず、公平、透明性のある選定となっていること	○: 高度な専門的知識、経験を問う試験(筆記試験又は面接試験の何れか)を行うこと	○: CPD教育課程等を定めていること。	○: 倫理要綱があり、その遵守を求めるものであること			
技術士 (委託予定業務に必要な部門)	○	○	○ 択一(1次)、筆記、論文、面接	○	○ 技術士法で信用失墜行為の禁止等を規定	◎	○	原則として全分野に適用
RCCM (委託予定業務に必要な部門)	○	○	○ 筆記、論文	○ 4年毎更新、CPD	—	○	○	原則として全分野に適用
地質調査技士	○	○	○ 択一、筆記、論文、面接	○ 5年毎更新、講習	—	○	○	地質調査業務に適用
土木学会認定技術者(特別上級)	○	○	○ 「上級資格」+面接	○ 5年毎更新、CPD	—	○	○	土木関係分野に適用
土木学会認定技術者(上級)	○	○	○ 論文、面接、(筆記)	○ 5年毎更新、CPD	—	○	○	土木関係分野に適用
土木学会認定技術者(1級)	○	○	○ 筆記or面接、論文	○ 5年毎更新、CPD	—	○	○	土木関係分野に適用
コンクリート診断士	○	○	○ 筆記	○ 4年毎更新、研修	—	○	○	コンクリート構造物の維持・修繕に適用
土木鋼構造診断士	○	○	○ 筆記、論文	○ 4年毎更新、講習	—	○	○	鋼構造物の維持・修繕に適用

※ 国土交通省調べ

➤ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。

その際に十分な競争環境を確保するために、必要に応じて当該資格の技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。

➤ 若い技術者が研鑽を積み、更に上位の技術者として活躍できるように、担当技術者による実績、成績等が当該技術者や照査技術者として活用できるようなシステム構築に努める。

➤ このほかの技術者資格については、当該資格の必要性を踏まえ、本要件や評価方法に照らして評価する。